

R6内部統制研修 アンケート結果





開催概要

回	年月日	時間	場所
第1回	令和6年11月26日(火曜)	10:30~12:00	日野市民会館 小ホール
第2回	//	13:30~15:00	//
第3回	令和6年11月27日(水曜)	10:30~12:00	//
第4回	//	13:30~15:00	//

1 対象者

主事・主任職
うち出席者数

479名(令和6年1月1日現在。病休中等を含む)
124名(25.9%)

2 内容

「内部統制研修 ～契約事務を中心に～」

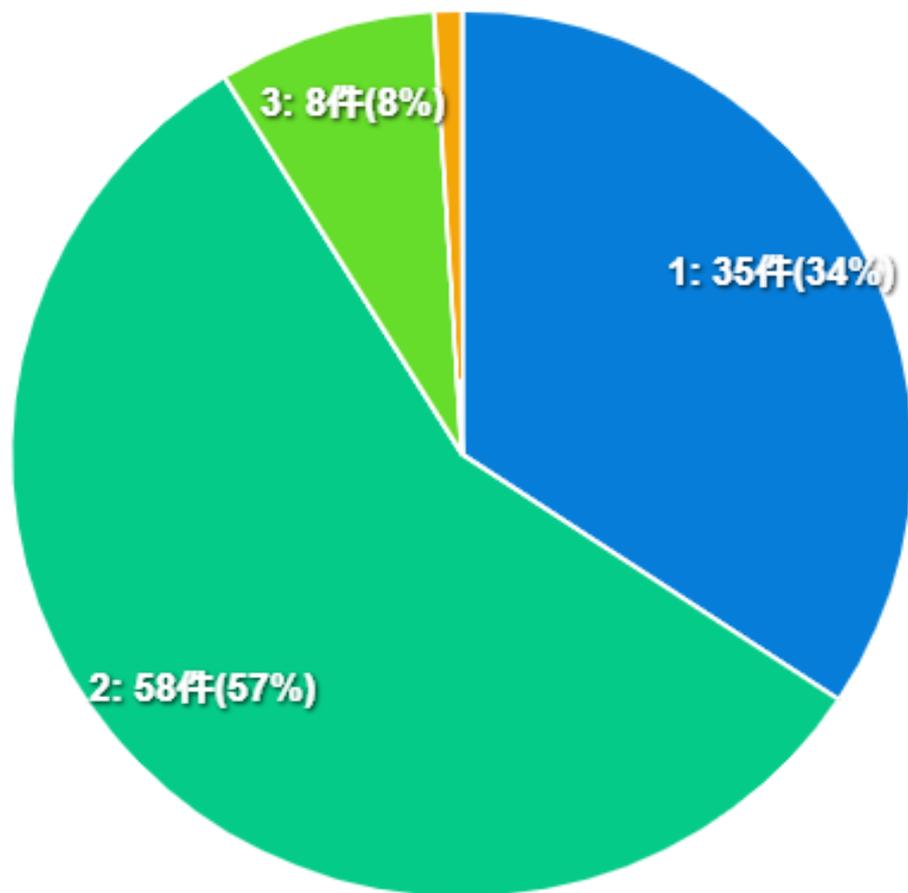
講師:後藤コンプライアンス法律事務所 弁護士 荻野泰三氏(明石市法務監理官)

3 アンケート回答

102件(82.3%)



Q1 今回の研修について、どのような感想をお持ちになりましたか。



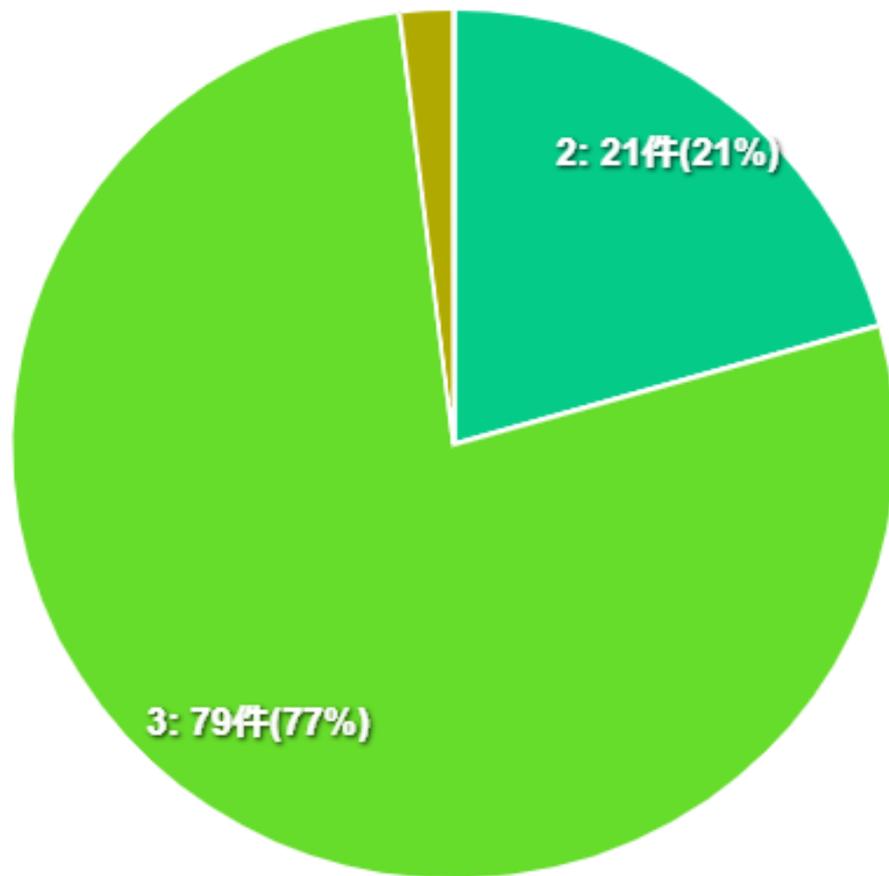
回答	件数	構成比
1. 大変有意義	35	34.3%
2. 有意義	58	56.9%
3. 普通	8	7.8%
4. やや不満	0	0.0%
5. 不満	1	1.0%



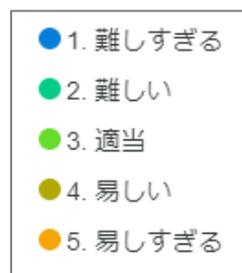
91.2%が、大変有意義または有意義と回答。



Q2 研修の難易度については、いかがでしたか。



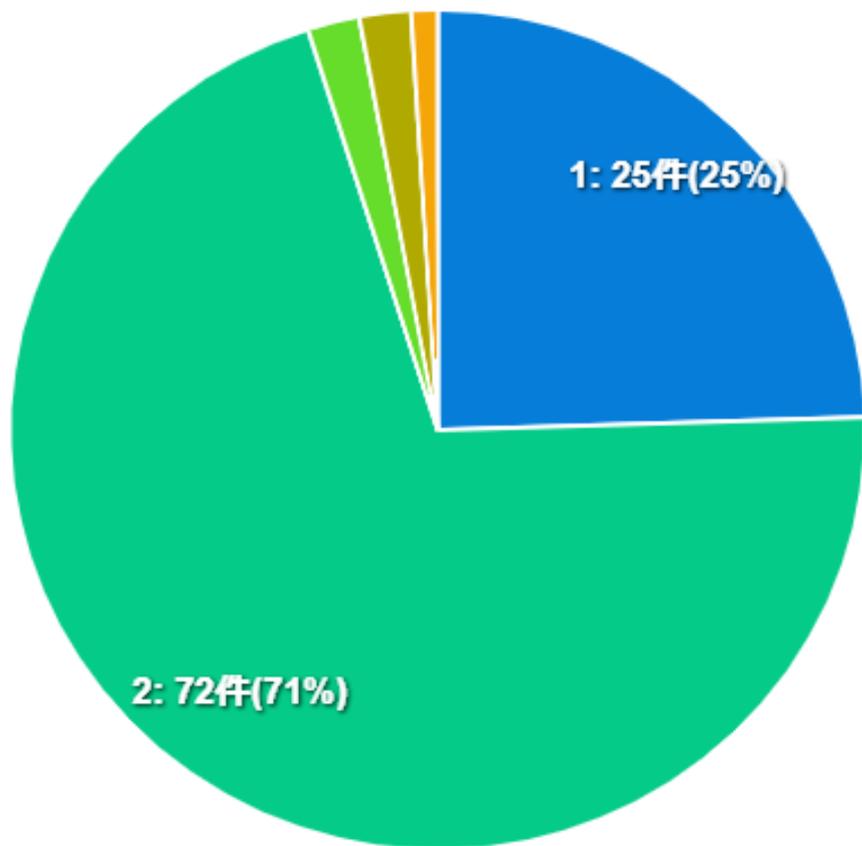
回答	件数	構成比
1. 難しすぎる	0	0.0%
2. 難しい	21	20.6%
3. 適当	79	77.5%
4. 易しい	2	2.0%
5. 易しすぎる	0	0.0%



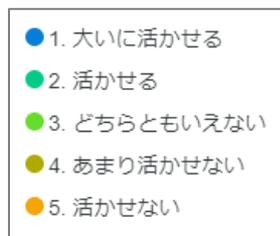
「適当」との回答が8割でしたが、「難しい」との回答も2割ありました。



Q3 研修の内容は、今後の職務に活かせると感じましたか。



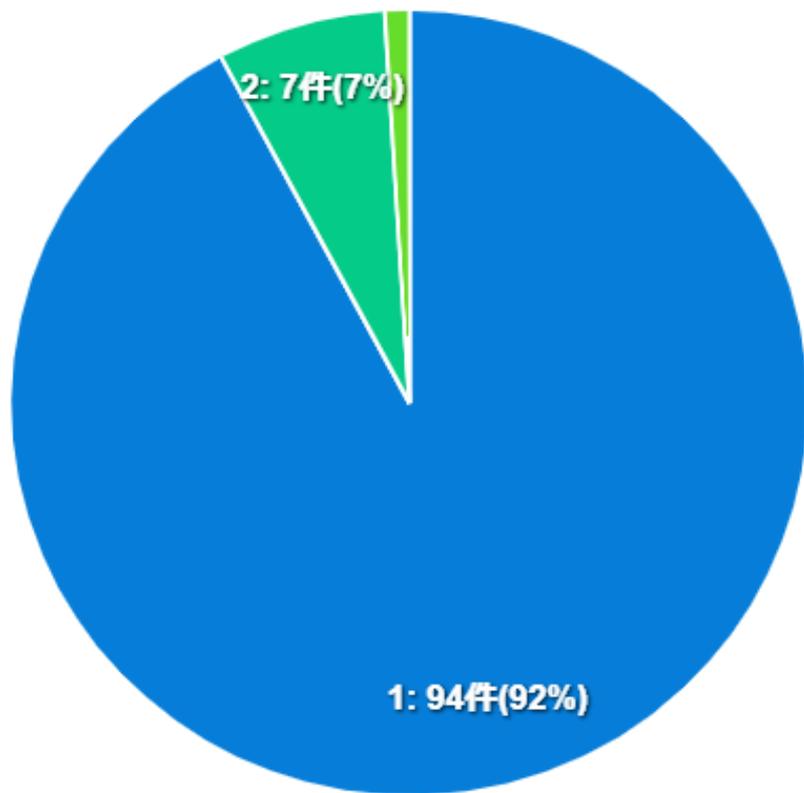
回答	件数	構成比
1. 大いに活かせる	25	24.5%
2. 活かせる	72	70.6%
3. どちらともいえない	2	2.0%
4. あまり活かせない	2	2.0%
5. 活かせない	1	1.0%



95.1%が、「大いに活かせる」又は「活かせる」と回答。



Q4 研修の時間についてはいかがでしたか。

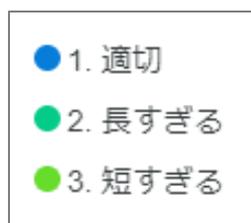


回答	件数
1. 適切	94
2. 長すぎる	7
3. 短すぎる	1

適切な時間数は？

1時間 7

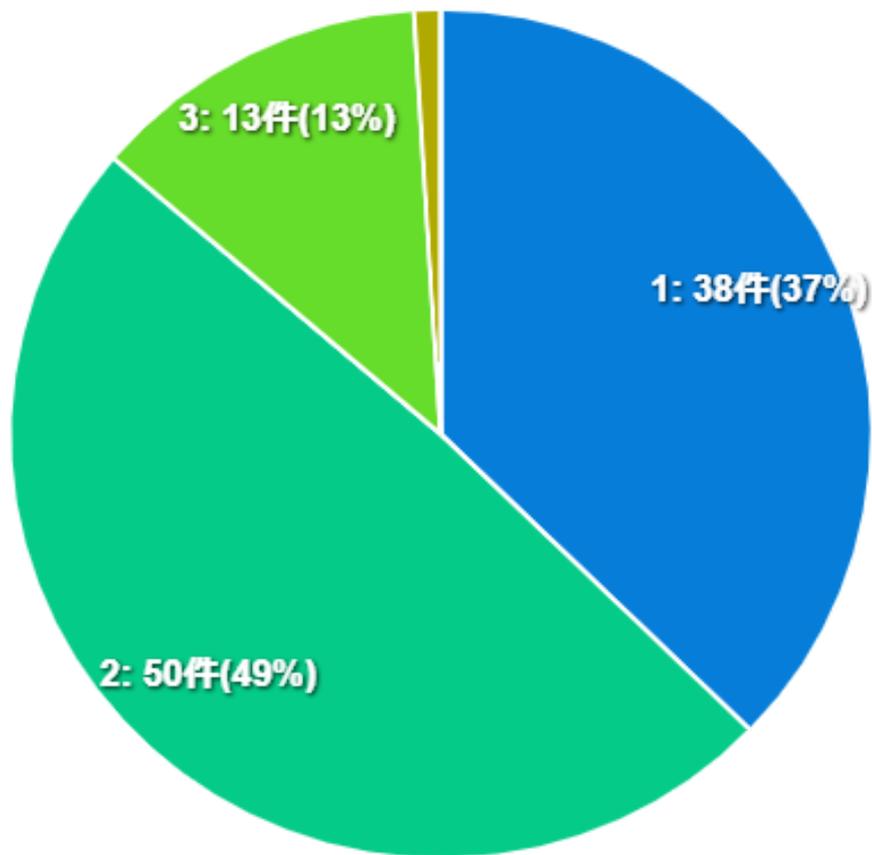
2時間 1



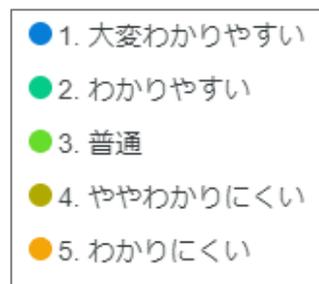
92.1%が、「適切」と回答。



Q5 講師の説明について



回答	件数	構成比
1. 大変わかりやすい	38	37.3%
2. わかりやすい	50	49.0%
3. 普通	13	12.7%
4. ややわかりにくい	1	1.0%
5. わかりにくい	0	0.0%



86.3%が、「大変わかりやすい」または「わかりやすい」と回答。



自由記載①

- 1 契約の実務について研修があるとよいです。
- 2 主査・係長が理解していない気がするので、研修を受講させるほうが良いのではと思う。最終ページの補足参照
- 3 「市内業者育成」を名目に、工事契約を市内業者のみを対象とした入札は違法、と聞いたのは良かった。周辺自治体でも同じようなことをやっているのであれば、どのような根拠で現行のやり方が認められているのか調べてみようと思った。
- 4 全職員が受講すべき内容だと感じました。
- 5 もっと初歩の段階での契約の知識も教えていただく機会がありますと助かります。
- 6 日頃の事務で効率を求めすぎるリスクマネジメントをしなければならないと感じました。自分の身は自分で守るしかないので、根拠などを今一度確認し、法令順守で仕事をしようと改めて思いました。契約について、地方自治体独特のルールや流れ、留意点等知ることができました。
- 7 私は10月入庁だったため、早い段階で今回の内容について学ぶことができ良かったです。今後の業務に知識を役立てたいです。
- 8 全職員対象とすべきだと思います。
- 9 とても聞きやすい内容でした。業務の中であまり契約と関わってこなかったため、なんとなくわかったような気がしている状態で処理を行っている部分があった。今回の研修であいまいだった部分を自分の中で解消することができたと思う。
- 10 今年度から契約事務の担当になった為、あやふやだった部分が今回の受講で明確になりました。今後の業務に活かしていきたいと思います。
- 11 違法な処理の具体的な事例が豊富に挙げられており、大変勉強になった。随意契約について、認識が違ったことに気がつけてよかった。30万円未満の消耗品を購入する際、主管課契約で行う支出負担行為(契約締結)依頼は2社以上から見積りをもらうので、恥ずかしながら随契ではなく「競争」だと思っていたが、「少額随契」という随契だということを知って大変役に立ちました。また、市内業者を選ぶこと？優先すること？はどこにも書かれていない？という説明がもう少し聞きたかった。プロポーザル方式、契約保証金について、もっと詳しく講義いただきかった。
- 12 日々の業務の中で、流されがち、でも大切な事柄を、改めて抑える時間の設定は非常に大切に思います。このような時間を組織的に確保していただけることは大変ありがたいと思います。重要に思われない方もいるかもしれませんが、大切なことは大切といい続け、やり続けることが必要かと、今の日野市役所では思います。ありがとうございました。
- 13 契約事務に潜む不祥事リスクという観点から、自分でも非常に近い業務レベル感で、内部統制を学べ、リスクの再確認ができた。
- 14 契約事務における具体的な事例や、丁寧な説明が大変良かったが、一方で後半のもっと具体的に聞いてみたかった内容が、少々駆け足になってしまったのはもったいなかった。



自由記載②

- 15 業者登録していない事業者と契約する等、財務会計システムで契約書を作成しない場合、会計課で手続きを案内しなければならぬことがあり、今回の研修の内容は大変参考になると感じました。
このような機会を設けていただき、ありがとうございました。
- 16 契約についての研修は今後の業務において非常に重要な機会だったと思います。
研修の内容自体は重要だと思うのですが、もう少し噛み砕いて分かりやすくお話いただけるとより理解できたように思いました。
- 17 机があると良いかなと思います。
- 18 既に管理職は受講されたと思いますが、**一般職員も含め全員受講すればいいと思います**。全員参加の場合は動画配信で研修がいいと思います。
- 19 実務上参考になる内容で、とてもためになった。
仕様書作成の際は業者のデメリットを明記する事を忘れずに今後も業務を行いたいと思った。
- 20 契約業務に直接関わったことがなく、具体的なプロセスのイメージがあまりない状態で参加したため、入りにくい部分もありましたが、講師の方のお話は分かりやすく、聞きやすかったです。とにかく気を付けなければならないということはよく伝わってきました。
内部統制の研修とは少し離れてしまっていますが、契約についての研修というのがあっても良いのではと思いました。
- 21 実際の事例を紹介されており、イメージが湧きやすかった。
紙資料に書き込みたい時があったので、机もある会議室での実施だと良かった。
- 22 日常的な契約行為について、前例踏襲を見直すことが必須と感じた。
身が引き締まる思いを新たにしました。
- 23 日ごろから業務において根拠や対外的に説明がつくかどうかを心掛けてきたが、改めてその重要性を確認した。
- 24 ありがとうございました
後で注釈が掲示板に出っていたので、事前に講師の方と打ち合わせして、「日野市の場合についてはこうだ」と講師の方の説明の中であると、理解が進みやすかったように思います。
- 25 明石市では弁護士資格を持った方が複数人職員として働いているという話に驚きました。「知らなかった」で済まされないとはいえ、なかなかどういった法令根拠があるのか、ネットでは調べきれないと思います。身近にそういった存在があり、相談しやすいというのはいいなと思いました。
- 26 ・契約実務を行っていく上で常識的なことではあるが、再認識ができ有意義でした。
- 27 契約関係はあまり詳しくなかったのですが少しでも知ることができ、良かった。業務に活かしたいと思う。



自由記載③

- 28 行政実務に精通した方からのお話でしたので、具体例も分かりやすく「腹に落ちる」内容になっていました。入所年数がない職員の皆さんにも聞かせたい内容であると感じました。制度を浸透(理解)させるには、10年くらいかかる とのお話しはとても印象に残っております。お忙しい中、貴重な研修を受講させていただきありがとうございました。
- 29 民間企業から転職で入庁しており、恥ずかしながら、公務員として入庁時の勉強(知識)も十分ではなかったため、業務をしていく中で基本的なルールを学んできたところがありました。このような有意義な研修が、入庁時にあればすごく役立つなあ、と感じました。本日はありがとうございました。
- 30 ・午後の時間帯に文字だらけのスライドは結構きつかった…途中で休憩があると嬉しい。
・この内容ならばオンライン研修でもよいのではと感じた。
- 31 現在取り組んでいる仕様書について、大変参考になりました。ありがとうございました。
- 32 契約の事例は研修対象者のレベルにあわせるべき。入札を事例として説明していたが、研修を受けたほとんどののは該当しない。
- 33 実務上の注意点を具体例を用いて説明していただいたおかげでイメージがつかえました。ありがとうございました。
- 34 内部統制の意義と契約手続きの重要性を改めて意識することができる研修でした。
- 35 とても勉強になり、有意義な時間になりました。ありがとうございました。
- 36 公金を取り扱っているという緊張感と責任感を持って契約事務にあたりたいと思いました。ありがとうございました。
- 37 他業務と重複してしまい途中退席となりました。最後まで聴講できず残念です。
- 38 ”契約事務のルール違反は、「知らなかった」は理由にならない”という講師のお話がとても印象に残りました。今までやっていた通りに、というやり方ではいけないと改めて感じたので、その都度マニュアルを確認するなど意識しなければと痛感しました。もし契約事務の基礎(契約の種類にはどんなものがあり、どのような場合にどの契約を適用するのか)などの研修があったら受講したいです。
- 39 繰り返し研修を受講することにより、身が引き締まります。課内で周知徹底していきます。
- 40 前方でスクリーン等も見ながら聞いていると首や腰が痛くなってしまい、休憩なしで聞き続けることがつらかった。
- 41 まだ自身が契約事務を行っておらず、今後行っていく上で参加させていただきました。まだ自身が経験していないため、わからない内容も多かったのですが、今後行っていく上で諸々の注意事項を気を付けていきたいと思いました。



補足：「市内業者育成」目的での市内業者に限定した入札は可能？

可能ですが、適正かつ合理的と言える理由が必要です。

違法となる恐れもありますので注意しましょう。

地方自治法施行令第167条の5の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

判例	最判平成18年10月26日	水戸地判平成26年7月10日
<p>事案概要</p>	<p>過疎が進むA村では、指名競争入札の際、村内業者では対応できない案件のみ村外業者を指名し、それ以外は村内業者のみを指名する運用を取っていた。A村は登記簿上は村内に所在するB社(実態はほぼ村外)に対し、不当行為による指名回避措置を行ったが、その後も実態が村外にあることを問題視し指名回避を継続。B社は不当な指名回避の損害賠償を求めた。</p>	<p>C市では災害復旧工事について、制限付一般競争入札を実施。資格要件に「災害協定締結事業者」を設け、当該災害協定の締結資格には「市内又は隣接市内に本店を有すること」が定められていた。従来、C市内に支店を有していたことから受注できていたD社が、災害協定締結要件の設定以降受注できなくなったため、当該要件の無効を訴えた。</p>
<p>判旨</p> <p>(いずれも多くの論点があるため、ここには書ききれない要素もあります。ぜひ全文をご一読ください)</p>	<p>現場知識や地元経済活性化などを考慮し地元企業を優先する指名には合理性を肯定できるものの、村内業者と同様の条件を満たす村外業者もあり得るのであって、競争性の確保の観点も考慮すれば常に合理性があり裁量権の範囲内であるとはいえない。*</p> <p>B社が形式的には村外業者に当たるとしても、工事内容等によっては村内業者と同様に扱うことが合理的であったものもあり得、一考慮要素にとどまる村外業者であることのみをもって指名しなかったA村は裁量権の逸脱又は濫用があった。</p>	<p>地元事業者の育成という重要な政策課題等があったとしても、それは「当該入札(本件工事)」の適正さ又は合理性とは次元を異にするものであり、その実現のために入札参加資格制限という手段を用いることは法令の趣旨に反する。</p> <p>また、市内に本店がないことで支障が生じた具体的な事情はなく、工事施工上の要件も必ずしも本店を市内に有する必要のないものであるから、従来の市内支店業者の参加を否定する点において必要性及び合理性を欠き違法な資格要件というべきである。</p>

* 2人の裁判官から、A村の過疎状況下においては村内業者優先指名にも合理性があり、裁量権を逸脱しない旨の反対意見が付されている。